

大会運営内規

緑区バドミントン協会は、一流競技選手を育成することは勿論のこと、性別、年齢、生活習慣、クラブ特性等々を勘案して、より多くのバドミントン愛好者が競技大会に出場し、競技を楽しむ機会を公平且つ広く享受することにより、バドミントン競技の発展に寄与するものとする。

1 趣 旨

緑区バドミントン協会（以下「本会」という。）の主催する競技大会（以下「大会」という。）の運営に関する詳細、及び本会が参加する県、市大会へ出場内規を規定することにより、円滑な大会運営を図ることを目的とする。なお、緑区レディース連盟の大会については別に定める。

2 大会種目及び呼称

本会が主催あるいは参加する大会の名称及び呼称はおおむね次のとおりとする。

- (1) 緑区バドミントン協会会長杯男子の部（緑区団体戦男子の部）
- (2) 緑区バドミントン協会会長杯女子の部（緑区団体戦女子の部）
- (3) 緑区ダブルスバドミントン大会（緑区ダブルス大会）
- (4) 緑区シングルスバドミントン大会（緑区シングルス大会）
- (5) 緑区年齢別ダブルスバドミントン大会（緑区年齢別ダブルス大会）
- (6) 緑区混合ダブルスバドミントン大会（緑区混合ダブルス大会）
- (7) 緑区オープンダブルスバドミントン大会（緑区オープンダブルス大会）
- (8) その他本会主催大会
- (9) 神奈川県バドミントン協会主催大会
- (10) 横浜市バドミントン協会主催大会

3 大会出場資格

本会主催大会、及び本会が主体となって出場する大会には、各大会参加申込書提出期限までに本会への登録を完了していなければならない。但し、緑区ダブルス大会、緑区混合ダブルス大会、各オープン大会及び本会が指定する大会においてはこの限りではない。

4 組合せ終了後の選手の変更

- (1) 組合せ会議終了後の選手の変更があった場合は原則オープンとする。但し、特段の場合には、正副運営委員長の協議により変更することもできる。
- (2) 大会当日、選手変更が不可能な場合は他の部に出場している選手を出場させることもできる。

5 大会要綱等（大会案内）

各大会の要綱は、理事長及び正副委員長の協議により決定し、その都度クラブ代表者に通知する。

6 本会主催大会の組合せ

- (1) 組合せ会議は、役員、運営委員及び正副普及委員長で構成し、運営委員長が主導する。
- (2) 大会ごとに組合せ会議を開催し、試合の組合せ、出場部の適正、試合形式、ゲームポイント、審判方法等競技内容について決定する。

7 競技の中止

不可抗力や時間切れ等やむをえない事情でサスペンデットコールを行った場合は、その大会ごとに処置を決定し、当事者に通知するものとする。

8 出場部及び昇降格

- (1) 各大会の出場選手はできるかぎり上部に出場するよう心掛けなければならない。
- (2) 各大会の出場及び部の昇格、降格は次による。
 - ア 団体大会
 - ① 初出場のチームは最下部に出場しなければならない。
 - ② 前年度大会の上部最下位チームと下部優勝チームの入替えを行う。
 - ③ チームの増減により部設定に変更が生じた場合は、前②の規定を変更することができる。但し、変更する場合は理事長、正副運営委員長、正副普及委員長及び昇降格該当チームの公正なる協議によるものとする。
 - イ 単・複・混合大会
 - ① 前年度同一大会の優勝者及び準優勝者は、次年度より上部に出場しなければならない。この場合、パートナーを替えても同様の扱いとする。
 - ② 前年度同一大会でリーグ戦全敗の各選手は、次年度より直近下部に出場することができる。但し、パートナーも全敗していなければならない。
 - ウ オープン大会
オープン戦については特に出場部を規定しないが、優勝者、準優勝者は前回より上部に出場しなくてはならない。

9 大会参加費

- ① 大会参加費は、原則組合せ会議時に納めることとする。
尚、棄権、キャンセルの場合、参加費は返金しないこととする。
- ② 県・市大会参加費は本会が負担する。また、1名あたり 1,500 円を交通費・食事補助として支給する。但し、日本バドミントン協会及び神奈川県バドミントン協会の個人登録費は個人負担とする。

10 大会経費

各大会の会場使用料を含む全ての経費は選手の参加費でまかなうものとする。
但し、経費に過不足が生じた場合は一般会計に繰入または補填するものとする。

11 服装

プレーヤーは、相手または観客に不快な感じを与えないように、競技中、運動用ウェア、シューズを着用する。着衣などの色またはその組合せはどのようなものでも良いが、色付き着衣を使用する場合は競技の品位を保つためバドミントン用着衣とする。

12 規定の委任

本内規によらざる場合は、理事長、正副運営委員長及び正副普及委員長の協議により決定するものとする。

付 則

本内規は平成 18 年 4 月 1 から施工する。

改訂 平成 22 年 3 月 28 日

改訂 令和 02 年 3 月 22 日